

三 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号。以下この条において「特例法」という。）の規定により商標登録を受けた商標が特例法第三条第二項に規定するファイルに記録されている場合（商標法第五条第四項の記載が記録されている場合を含む。）当該ファイルの記録

四 前三号に掲げる場合以外の場合 願書に記載した商標

第三条第四項を削り、同条第三項中「第一条各号」を「第一条第一項各号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 国際登録に基づく商標権については、商標法第五条第四項の規定により同項の物件を願書に添付して商標登録を受けた場合には、同項の物件は、次条第一項の規定の適用を除き、商標登録原簿の一部とみなす。

第十条中「第二十八条」を「第二十七条」に、「第三十条の二第二号」を「第三十条第二号」に改める。

（特定商取引に関する法律施行令の一部改正）

第九条 特定商取引に関する法律施行令（昭和五十一年政令第二百九十五号）の一部を次のように改正する。

別表第二第四十一号中「第三十七条」を「第三十七条第一項」に改める。

（特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行令の一部改正）

第十条 特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行令（昭和五十三年政令第二百九十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「第十八条第二項」を「第十八条第二項本文」に改め、同条中第五項を第八項とし、第四項を第七項とし、第三項を第六項とし、第二項の次に次の三項を加える。

3 法第十八条第二項の表一の項の第四欄に掲げる政令で定める金額は、特許協力条約に基づく規則第十五規則に規定する国際出願手数料として経済産業省令で定める金額とする。

4 法第十八条第二項の表二の項の第四欄に掲げる政令で定める金額は、特許協力条約に基づく規則第十六規則に規定する調査手数料として経済産業省令で定める金額に前項に規定する金額を合算して得た額とする。

5 法第十八条第二項の表三の項の第四欄に掲げる政令で定める金額は、特許協力条約に基づく規則第五十七規則に規定する取扱手数料として経済産業省令で定める金額とする。

第四条中「第十二条」を「第四条」に改める。

（弁理士法施行令の一部改正）

第十一条 弁理士法施行令（平成十二年政令第三百八十四号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項第二号中「商標に関する」を「特許異議の申立て又は」に改める。

（特許法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の一部改正）

第十二条 特許法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成十五年政令第三百九十八号）の一部を次のように改正する。

附則第二條中「第四十六條第五項」を「第四十六條第六項」に改める。

（経済産業省組織令の一部改正）

第十三条 経済産業省組織令（平成十二年政令第二百五十四号）の一部を次のように改正する。

第一百四十二条中「及び商標に関する」を「並びに特許異議及び」に改める。

第二章 経過措置

第十四条 特許法等の一部を改正する法律（以下「平成二十六年改正法」という。）の施行前に平成二十六年改正法第一条の規定による改正前の特許法（昭和三十四年法律第二百一十一号）第六十六条第三項の規定により同項各号に掲げる事項を掲載した特許公報の発行がされていない特許であつて、次の表の上欄に掲げるものについての平成二十六年改正法第一条の規定による改正後の特許法第一百三十三条の規定による特許異議の申立てについては、その特許が同表の下欄に掲げる事由のいずれかに該当することを理由としてしなければならない。

一 特許法等の一部を改正する法律（平成六年法律第十六号。この項において「平成六年改正法」という。）の附則第六條第一項の規定により願書に添付した明細書若しくは図面の補正についてなお従前の例によることとされた特許出願に係る特許（前二項に掲げる特許を除く。）

二 特許法等の一部を改正する法律（平成十年法律第五十一号。この項において「平成十年改正法」という。）の附則第二條第一項の規定によりなお従前の例によることとされた特許出願に係る特許（前項に掲げる特許を除く。）

<p>三 特許法等の一部を改正する法律（平成十一年法律第四十一号。この項において「平成十一年改正法」という。）の附則第二條第一項の規定により発明の新規性の要件についてなお従前の例によることとされた特許出願に係る特許（前二項に掲げる特許を除く。）</p>	<p>二 特許法等の一部を改正する法律（平成十年法律第五十一号。この項において「平成十年改正法」という。）の附則第二條第一項の規定によりなお従前の例によることとされた特許出願に係る特許（前項に掲げる特許を除く。）</p>	<p>一 特許法等の一部を改正する法律（平成六年法律第十六号。この項において「平成六年改正法」という。）の附則第六條第一項の規定により願書に添付した明細書若しくは図面の補正についてなお従前の例によることとされた特許出願に係る特許（前二項に掲げる特許を除く。）</p>
<p>ハ その特許が平成十一年旧特許法第二十五条、第二十九条、第三十一条から第四項までの規定に違反してされたこと。</p>	<p>イ その特許が平成十年改正法第一条の規定による改正前の特許法（この項において「平成十年旧特許法」という。）第十七条の二第三項に規定する要件を満たしていない補正をした特許出願（外国語書面出願（平成十年旧特許法第三十六条の二第二項に規定する外国語書面出願をいう。ホにおいて同じ。）を除く。）に対してされたこと。</p> <p>ロ その特許が平成十年旧特許法第二十五条、第二十九条、第三十一条から第四項までの規定に違反してされたこと。</p> <p>ハ その特許が条約に違反してされたこと。</p> <p>二 その特許が平成十年旧特許法第三十六条第四項又は第六項（第四号を除く。）に規定する要件を満たしていない特許出願に対してされたこと。</p> <p>ホ 外国語書面出願に係る特許の願書に添付した明細書が平成十年旧特許法第三十六条の二第一項に規定する外国語書面に記載した事項の範囲内でないこと。</p>	<p>イ その特許が平成六年改正法第一条の規定による改正前の特許法（この項において「平成六年旧特許法」という。）第二十七條第二項（平成六年旧特許法第二十七條の二第二項）において準用する場合を含む。）に規定する要件を満たしていない補正をした特許出願に対してされたこと。</p> <p>ロ その特許が平成六年旧特許法第二十五条、第二十九条、第三十一条から第四項までの規定に違反してされたこと。</p> <p>ハ その特許が条約に違反してされたこと。</p> <p>二 その特許が平成六年旧特許法第三十六条第四項、第五項若しくは第二号又は第六項に規定する要件を満たしていない特許出願に対してされたこと。</p> <p>イ その特許が平成十年改正法第一条の規定による改正前の特許法（この項において「平成十年旧特許法」という。）第十七條の二第三項に規定する要件を満たしていない補正をした特許出願（外国語書面出願（平成十年旧特許法第三十六條の二第二項に規定する外国語書面出願をいう。ホにおいて同じ。）を除く。）に対してされたこと。</p> <p>ロ その特許が平成十年旧特許法第二十五条、第二十九条、第三十一条から第四項までの規定に違反してされたこと。</p> <p>ハ その特許が条約に違反してされたこと。</p> <p>二 その特許が平成十年旧特許法第三十六條第四項又は第六項（第四号を除く。）に規定する要件を満たしていない特許出願に対してされたこと。</p> <p>ホ 外国語書面出願に係る特許の願書に添付した明細書が平成十年旧特許法第三十六條の二第一項に規定する外国語書面に記載した事項の範囲内でないこと。</p>